	附則
	(資本参加金融機関等による第九条第一項計画の提出)
第	第二条 改正法附則第二条第一項の規定により改正法第一条の規定による改正後の金融機能の強化のための
a 1	特別措置に関する法律(以下「法」という。)第九条第一項(法第十四条第十一項において準用する場合
_	を含む。以下この条において同じ。)の規定により提出する経営強化計画(法第四条第一項に規定する経
	営強化計画をいう。以下同じ。) に代えて改正法附則第二条第一項に規定する第九条第一項計画 (以下こ
_	の条において「第九条第一項計画」という。)を提出する資本参加金融機関等(同項に規定する資本参加
•	金融機関等をいい、農水産業協同組合(この命令による改正後の農水産業協同組合の金融機能の強化のた
.,	めの特別措置に関する命令(以下「命令」という。)第一条第二項に規定する農水産業協同組合をいう。
1. 1	以下同じ。) に限る。以下同じ。) は、当該第九条第一項計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官
-	及び農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、第九条第一項計画は、変更の内容が明

農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令

合を含む。以下この条において同じ。)の規定により提出する経営強化計画に代えて改正法附則第二条第
第三条(改正法附則第二条第一項の規定により法第十二条第一項(法第十四条第十一項において準用する場
(資本参加金融機関等による第十二条第一項計画の提出)
係る法第九条第一項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類
三~その他改正法附則第二条第三項の規定により法附則第八条第三項の規定が適用される経営強化計画に
す書類
令(以下「令」という。)附則第二条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示
令(平成二十三年政令第 号)による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行
則第八条第一項第二号又は金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令等の一部を改正する政
役員の履歴書(命令第三条第一項第五号に規定する役員の履歴書をいう。以下同じ。)その他の法附
る記載を含む。)
一第九条第一項計画の提出の理由書(当該資本参加金融機関等における被災者への信用供与の状況に係)
らかになるように記載しなければならない。

(資本参加金融機関等による第十四条第三項計画の提出)
係る法第十二条第一項の規定による承認に係る審査のため参考となるべき書類
三 その他改正法附則第二条第三項の規定により法附則第八条第三項の規定が適用される経営強化計画に
施のための準備の状況を示す書類
二 役員の履歴書その他の法附則第八条第一項第二号及び令第四条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実
一 命令附則第二条第二号から第四号までに掲げる書類
けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。
ればならない。ただし、当該資本参加金融機関等が当該期間内に法第十四条第一項の規定による認可を受
て作成した第十二条第一項計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなけ
定により承認を受けたものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内に、命令別紙様式第七号に準じ
第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第十二条第一項若しくは第十四条第三項の規
資本参加金融機関等は、その実施している経営強化計画(法第四条第一項の規定により提出したもの、法
一項に規定する第十二条第一項計画(以下この条において「第十二条第一項計画」という。)を提出する

第四条(改正法附則第二条第一項の規定により法第十四条第三項の規定により提出する経営強化計画に代え
て改正法附則第二条第一項に規定する第十四条第三項計画(以下この条において「第十四条第三項計画」
という。)を提出する承継金融機関等(法第十四条第二項第一号に規定する承継金融機関等をいう。以下
同じ。)である資本参加金融機関等は、法第十四条第一項の規定による認可を受けた合併等(同項に規定
する合併等をいう。以下同じ。)の日から一月以内に、当該第十四条第三項計画に次に掲げる書類を添付
して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。
一命令附則第二条第二号に掲げる書類(当該承継金融機関等である資本参加金融機関等が合併等により
新たに設立された農水産業協同組合である場合にあっては、自己資本比率その他の当該設立後における
財務の状況を知ることのできる書類)
役員の履歴書、部門別の損益管理がされていることを証する書面(当該承継金融機関等である資本参
加金融機関等が合併等により新たに設立される農水産業協同組合である場合にあっては、部門別の損益
管理がされることを証する書面)その他の法附則第八条第一項第二号及び令第四条各号に掲げる事項の
円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により提出する経営強化計画に代えて改正法附則第三条
第五条(改正法附則第三条第一項の規定により法第十九条第一項(法第二十四条第十一項において準用する
(資本参加組織再編成金融機関等による第十九条第一項計画の提出)
係る法第十四条第三項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類
四(その他改正法附則第二条第三項の規定により法附則第八条第三項の規定が適用される経営強化計画に
期の見通しを記載した書面
分をするよう要請することその他の当該取得株式等及び当該取得貸付債権の処分のための対応を図る時
機関等である資本参加金融機関等を債務者とするものに限る。)につき協定銀行に対し譲渡その他の処
いて協定銀行が保有する取得貸付債権(法第十条第一項に規定する取得貸付債権をいい、当該承継金融
機関等を発行者とするものに限る。)及び法第十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後にお
る取得株式等(法第十条第二項に規定する取得株式等をいい、当該承継金融機関等である資本参加金融
併等の後において協定銀行 (法第五条第一項第十号に規定する協定銀行をいう。以下同じ。) が保有す
三 当該承継金融機関等である資本参加金融機関等に係る法第十四条第一項の規定による認可を受けた合

再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)の規定による認可を必要とするものであると
昭和二十三年法律第二百四十二号)又は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の
四号口において同じ。)が農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)、水産業協同組合法(
イ(第十九条第一項計画に係る金融組織再編成(法第二条第六項に規定する金融組織再編成をいう。第
げる書類
二 法第十六条第一項第三号に掲げる事項の変更に係る第十九条第一項計画の提出であるときは、次に掲
与の状況に係る記載を含む。)
一第十九条第一項計画の提出の理由書(当該資本参加組織再編成金融機関等における被災者への信用供
になるように記載しなければならない。
林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、第十九条第一項計画は、変更の内容が明らか
組合に限る。以下同じ。) は、当該第十九条第一項計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農
る資本参加組織再編成金融機関等(同項に規定する資本参加組織再編成金融機関等をいい、農水産業協同
第一項に規定する第十九条第一項計画(以下この条において「第十九条第一項計画」という。)を提出す

□ 第十九条第一項計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面 □ 第十九条第一項計画に係る金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等をいう。)の定めにより取得する優先出資(法第二条第一項に規定する協定 こ 法第十九条第一項計画に係る金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等(法第十五条第一項に規定する協定する規構再編成金融機関等をいう。)の自己資本比率の見込みを記載した書面 八 当該資本参加組織再編成金融機関等が法第十五条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る た書面 こ 法第十九条第一項計画に係る金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等(法第十五条第三項に規定する協定)の目己資本比率の見込みを記載した書面 た書面 た書面 こ 法第十九条第一項計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面
きは、当該認可の申請を行っていることを証する書面
第十九条第一項計画の実施により従業員の地位が不当に害される
ニ 役員の履歴書その他の法附則第九条第一項第三号イ若しくは第四号又は令附則第四条各号に掲げる事
項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類
きは、
第十九条第一項計画に係る金融組織再編成に係る組織再編成金融
)の自己資本比率の見込みを記
当該資本参加組織再編成金融機関等が法第十五条第一項の申込みをしたときは、
(法第二条第三項に規定する株式等の引受け等を)
た書面
以下このニにおいて同じ。)の定めにより取得する優先出

より提出したもの、法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二条第一項若
提出する資本参加組織再編成金融機関等は、その実施している経営強化計画(法第十六条第一項の規定に
条第一項に規定する第二十二条第一項計画(以下この条において「第二十二条第一項計画」という。)を
る場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により提出する経営強化計画に代えて改正法附則第三
第六条 改正法附則第三条第一項の規定により法第二十二条第一項(法第二十四条第十一項において準用す
(資本参加組織再編成金融機関等による第二十二条第一項計画の提出)
係る法第十九条第一項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類
五(その他改正法附則第三条第三項の規定により法附則第九条第三項の規定が適用される経営強化計画に
証する書類
の対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の同条第三項第七号に掲げる要件に該当することを
の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該優先出資及び当該貸付債権の処分のため
による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他
先出資であって、当該優先出資について分割された優先出資を含む。)及び法第十九条第一項の規定

えて改正法附則第三条第一項に規定する第二十四条第三項計画(以下この条において「第二十四条第三項
第七条(改正法附則第三条第一項の規定により法第二十四条第三項の規定により提出する経営強化計画に代
(資本参加組織再編成金融機関等による第二十四条第三項計画の提出)
係る法第二十二条第一項の規定による承認に係る審査のため参考となるべき書類
三をの他改正法附則第三条第三項の規定により法附則第九条第三項の規定が適用される経営強化計画に
の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類
二 役員の履歴書その他の法附則第九条第一項第三号イ並びに令附則第四条第二号イ及びロに掲げる事項
一 命令附則第五条第一号から第三号までに掲げる書類
月前までに提出しなければならない。
に法第二十四条第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一
及び農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、当該資本参加組織再編成金融機関等が当該期間内
、命令別紙様式第八号に準じて作成した第二十二条第一項計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官
しくは第二十四条第三項の規定による承認を受けたものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内に

計	計画」という。)を提出する承継組織再編成金融機関等(法第二十四条第二項第一号に規定する承継組織
再	再編成金融機関等をいう。以下同じ。)である資本参加組織再編成金融機関等は、法第二十四条第一項の
規	規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該第二十四条第三項計画に次に掲げる書類を添付
L	て、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。
_	命令附則第五条第一号に掲げる書類(当該承継組織再編成金融機関等である資本参加組織再編成金融
	機関等が合併等により新たに設立された農水産業協同組合である場合にあっては、自己資本比率その他
	の当該設立後における財務の状況を知ることのできる書類)
—	役員の履歴書、部門別の損益管理がされていることを証する書面(当該承継組織再編成金融機関等が
	合併等により新たに設立される農水産業協同組合である場合にあっては、部門別の損益管理がされるこ
	とを証する書面)その他の令附則第四条第二号イ及びロに掲げる事項(当該第二十四条第三項計画に法
	附則第九条第一項第三号イに掲げる方策が記載されている場合にあっては、当該方策を含む。) の円滑
	かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類
Ξ	当該承継組織再編成金融機関等である資本参加組織再編成金融機関等に係る法第二十四条第一項の規

四をの他改正法附則第三条第三項の規定により法附則第九条第三項の規定が適用される経営強化計画に
を図る時期の見通しを記載した書面
の他の処分をするよう要請することその他の当該取得株式等及び当該取得貸付債権の処分のための対応
関等である資本参加組織再編成金融機関等を債務者とするものに限る。)につき協定銀行に対し譲渡そ
保有する取得貸付債権(法第二十条第一項に規定する取得貸付債権をいい、当該承継組織再編成金融機
するものに限る。)及び法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が
る取得株式等をいい、当該承継組織再編成金融機関等である資本参加組織再編成金融機関等を発行者と
定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等(法第二十条第二項に規定す

係る法第二十匹条第三項の

規定による

承認に係る

審査をするため

参考となるべき

書類